

特定個人情報保護委員会職員の身分証に関する規程を次のように定める。

平成26年1月 日
特定個人情報保護委員会訓令第 号

特定個人情報保護委員会職員の身分証に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定個人情報保護委員会職員（以下「職員」という。）の身分証明書に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書の交付)

第2条 職員は、特定個人情報保護委員会事務局長（以下「事務局長」という。）に対し、身分証明書の交付を申請しなければならない。

2 事務局長は、前項の申請があったときは、当該職員に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の記載事項)

第3条 身分証明書には、氏名、生年月日及び有効期限を記載するとともに、職員本人の顔写真を貼付しなければならない。

(身分証明書の有効期間)

第4条 身分証明書の有効期間は、当該身分証明書の発行の日から起算して5年とする。

(身分証明書の携帯及び着用等)

第5条 職員は身分証明書を常に携帯し、その身分を示す必要があるときは、これを提示しなければならない。

2 職員は、身分証明書を、公務を執行する目的以外で使用してはならない。

3 職員は、庁舎内においては、身分証明書を常に見やすいところに着用しなければならない。

(身分証明書の再交付)

第6条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに事務局長に身分証明書の再交付を申請しなければならない。

一 身分証明書の記載事項に変更が生じたとき。

二 身分証明書の汚損、破損、紛失等により再交付を必要とするとき。

(身分証明書の失効)

第7条 身分証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 身分証明書の有効期間が満了したとき。

二 職員が、離職又は死亡により職員としての身分を失ったとき。

三 前二号に掲げるもののほか、事務局長が必要と認めたとき。

2 職員は、前項の規定により身分証明書の効力が失われたときは、直ちに当該身分証明書を事務局長に返納しなければならない。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、職員の身分証明書に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この訓令は、平成26年1月1日から適用する。